

へいせい ねん ど だい かい
平成 26 年度 第 2 回

さっぽろ し しょう しゃ し さく すい しん しん ぎ かい
札幌市 障がい者 施策 推進 審議会

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ へいせい ねん がつ にち もく ご ご じ かい かい
日 時：平成 27 年 3 月 12 日（木）午後 6 時 開会

ば しょ さっぽろ し し ちょう かく しょう しゃ じょう ほう せん た ー かい だい かい ぎ し つ
場 所：札幌市 視聴覚 障がい者 情報センター 2 階 大会議室

1. 開 会

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） ただいまから、平成26年度第2回
障 がい者施策推進審議会を開会いたします。

今日は、お忙しい中、多数ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
ございます。

私は、障 がい福祉課長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願い申
上げます。

それでは、ここからは座らせていただきます。

まず、今日は、一般傍聴者の方はおりませんので、ご報告させていただきます。
ます。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の次第の裏面に配付資料一覧を記載しておりますので、あわせてご確
認をお願いいたします。

まず、A4判横の資料1のさっぽろ障 がい者プランのパンフレットで寄せ
られた意見の概要と札幌市の考え方です。資料2は、A4判縦の障 害者差別
解消法の施行に向けた対応についてです。別冊資料としまして、障 害を理由
とする差別の解消の推進に関する基本方針です。資料3は、A4判縦の1枚
物で平成27年度予算における主要事業等についてです。資料4は、A4
判縦の子ども発達支援総合センターのオープンについてです。また、別添で
本日の審議会の委員名簿と座席表を添付しております。

資料は、以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

2. 札幌市障 がい保健福祉部長 挨拶

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障
がい保健福祉部長の嶋内からご挨拶を申し上げます。

しまうちょう ほけんふくしぶちょう
○嶋内 障がい保健福祉部長 おばんでございます。

たいへん せわ さっぽろししょう ほけんふくしぶちょう しまうち
いつも大変お世話になっております。札幌市 障がい保健福祉部長の嶋内と
もう
申します。

ほんじつ たいへん たぼう しんぎかい しゅつせき ほんとう
今日は、大変ご多忙のところ、審議会にご出席いただきまして、本当に
ありがとうございます。また、みなさまがた ひ さっぽろし ふくしぎょうせい すいしん
に多大なるご協力（きょうりょく）をいただきまして、本当にありがとうございます。

ぜんかい しんぎかい がつ かいさい しょう しゃぶらん
前回の審議会は、11月に開催いたしましたして、さっぽろ 障がい者プランの
いちぶかいてい しんぎ しょう しゃしゅうろうしせつとう ぶつぴんとう
一部改定についてご審議（しんぎ）いただいたほか、障がい者就労施設等からの物品等
ゆうせんちやうたつ じどうせいしんかいりょう かた とうしん たいおう
の優先調達、そして、児童精神科医療のあり方の答申への対応（たいおう）ということ
じょうほうていきょう
で情報提供（じょうほうていきょう）をさせていただきました。

しょう しゃぶらん しんぎかいかいさいご かいぎ
さっぽろ 障がい者プランにつきましては、審議会開催後、これまでの会議（かいぎ）や
いけんこうかんかい よ いけん ふ けいかくあん なん と
意見交換会（いけんこうかんかい）で寄せられた意見（いけん）などを踏まえ（ふ）ま、計画案（けいかくあん）を何とか取りま
とめることができました。みなさまがた あらた かんしゃ もう あ したい
皆様方（みなさまがた）には改めて感謝（かんしゃ）を申し上げる次第（もう あ）でございま
す。

ほんねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう きほんほうしん くに しめ
また、本年2月には障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）の基本方針（きほんほうしん）が国（くに）から示（しめ）されたとこ
ろでございますが、さっぽろし らいねん がつ ほうしこう む
札幌市（さっぽろし）といたしましても、来年4月（らいねん がつ ほうしこう）の法施行（ほうしこう）に向けまして
ひつよう じゅんび すず かんが
必要な準備（ひつよう じゅんび）をしっかりと進（すす）めてまいりたいと考（かんが）えております。

ほんじつ しんぎかい しょう ぶらん かいいていあん たい ぼぶりっくこめんと
本日の審議会（ほんじつ しんぎかい）では、障がいプランの改定案（しょう ぶらん かいいていあん）に対するパブリックコメント（たい ぼぶりっくこめんと）の
じっしけつか しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう む たいおう
実施結果（じっしけつか）について、障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）の施行（しこう）に向けた対応（たいおう）についてなど、
ほうこく
ご報告（ほうこく）をさせていただきます。

ほんじつ ねが もう あ
本日も、どうかよろしくお願（ねが）い申し上げます。

いいんしょうかい 3. 委員紹介

じむきょく はせがわしょう ふくしかちょう つぎ ほんじつ しゅつせき いいん
○事務局（じむきょく）（長谷川 障がい福祉課長） 次に、本日（ほんじつ）ご出席（しゅつせき）いただきました委員（いいん）
みなさま ざせき じゆん しょうかい
の皆様（みなさま）を座席（ざせき）の順（じゆん）にご紹介（しょうかい）させていただきます。

ほくせいがかえんだいがくたん き だいがく ぶ きょうじゅ ふじわらかいちょう
まず、北星学園大学短期大学部 教授の藤原会長でございます。

さっぽろしんたいしょうがいしゃふくしきょうかいかいちょう あさかいいん けっせき むね
札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員ですが、欠席する旨のご
れんらく
連絡をいただいております。

ほっかいどうちゅうしょうきぎょうかどうゆうかいしょうがいしゃもんだいいんかいいいん いけだいいん
北海道中 小企業家同友会 障害者問題委員会委員の池田委員でございま
す。

さっぽろこうきょうしょくぎょうあんていしよしよちょう いのうえいいん けっせき むね れんらく
札幌公共職業安定所所長の井上委員ですが、欠席する旨のご連絡を
いただいております。

さっぽろしちゅうとしつちょう なんちょうしゃきょうかいかいちょう おうぎやいいん けっせき むね
札幌市中途失調・難聴者協会会長の扇谷委員ですが、欠席する旨の
れんらく
ご連絡をいただいております。

さっぽろしやま てこうとうようごがっこうこうちょう おかづみいいん けっせき むね れんらく
札幌市山の手高等養護学校校長の岡積委員ですが、欠席する旨のご連絡を
いただいております。

に こ り せん た ー かいごじょしゅ おしみいいん
N I K O R I センター24 介護助手の押見委員でございます。

じどうはつたつしえんせんたー さとしせつちょう かとういいん
児童発達支援センターきらめきの里施設長の加藤委員でございます。

さっぽろししかくしょうがいしゃふくしきょうかいかいちょう さわだいいん けっせき むね れん
札幌市視覚障害者福祉協会会長の澤田委員ですが、ご欠席する旨のご連
らく
絡をいただいております。

ほっかいどうなんびょうれんじぎょういいん しんぼりいいん
北海道難病連事業委員の新堀委員でございます。

さっぽろししゃかいふくしきょうぎかいちいきふくしほんぶちょう たかもりいいん
札幌市社会福祉協議会地域福祉本部長の高森委員でございます。

せいねんこうけんせんたー リーがるさぽーとさっぽろし ぶふくしぶちょう ちがいいん
成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長の千貝委員でござ
います。

さっぽろ もりくり に っ くせいしんほけんふくししけん ぴあさぽーたー にしさいいいん
札幌なかまの杜クリニック精神保健福祉士兼ピアサポーターの西坂委員で
ございます。

さっぽろしせいしんかいかいかいちょう はやしだいいん
札幌市精神科医会会長の林下委員でございます。

ほっかいどうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじよしよちょう ひろたいいん
北海道立心身障害者総合相談所所長の廣田委員でございます。

さっぽろして いくせいかいふくかいちょう ふじいいん けっせき むね れんらく
札幌市手をつなぐ育成会副会長の藤井委員ですが、ご欠席する旨の連絡を
いただいております。

さっぽろしみんせいいいんじどういいんれんらくきょうぎかいふくかいちよう みかみいいん けっせき
札幌市民生委員児童委員連絡協議会副会長の三上委員ですが、ご欠席す
むね れんらく
る旨の連絡をいただいております。

しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしよさっぽろしゃかいふつきせんたーしせつちよう もりもといいん
就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員でござ
います。

さっぽろしたいふじゆうふくしかいりじちよう やまうちいいん
札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員でございます。

さっぽろしせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいせんむりじ よしだいいん
札幌市精神障害者家族連合会専務理事の吉田委員でございます。

いじようほんじつ いいん しゅっせき
以上、本日は13名の委員にご出席いただいております。

つづ じむきよく しょうかい
続きまして、事務局を紹介いたします。

あらた しょう ほけんふくしぶちよう しまうち
改めまして、障がい保健福祉部長の嶋内でございます。

わたくし しょう ふくしかちよう はせがわ
私は、障がい福祉課長の長谷川でございます。

きかくちようせいたんとうかちよう ひらい
企画調整担当課長の平井でございます。

かんけいしょくいん どうせき じこしょうかい しょうりやく
関係職員も同席させていただいておりますが、自己紹介は省略させて
いただきます。

ねが
どうぞよろしく願いいたします。

こんご しんこう ふじわらかいちよう ねが ぞん
それでは、今後の進行につきましては、藤原会長にお願いしたいと存じま
す。

ねが
よろしく願いいたします。

4. 議 事

ふじわらかいちよう みなさま あらた
○藤原会長 皆様、改めまして、こんばんは。

わたくし がつ しんぎかい けっせき たいへん
私 ごとですが、11月の審議会を欠席させていただいておりますので、大変
ぶさた ねんどまつ いそ なか つごう き
ご無沙汰しております。きょうは、年度末のお忙しい中、都合をつけて来てい
ただいたと思うのですが、残念ながら、欠席の方も多く、いつもより輪が小さ
いのではないかと思います。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ともな たいおう たいへんじゅうよう しんぎじこう
きょうは、障害者差別解消法に伴う対応など、大変重要な審議事項も

ございますので、少ないメンバーではありますが、充実した審議にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

加えて、情報保障の観点から、なるべくゆっくりお話をするように努めてまいりたいと思っております。予定時間は、今から2時間弱と伺っておりますが、四つの議題がありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速、議題（1）さっぽろ障がい者プラン改定案のパブリックコメントの実施結果についてに入ります。

さっぽろ障がい者プラン改定案は、平成27年1月5日から2月3日までパブリックコメントが実施されていまして。パブリックコメントで寄せられた意見と札幌市の考え方について事務局から説明をお願いいたします。

〇事務局（長谷川障がい福祉課長）議題（1）のさっぽろ障がい者プラン改定案のパブリックコメントの実施結果につきまして、障がい福祉課長の長谷川からご説明させていただきます。

先ほど部長の嶋内からもお話しさせていただきましたとおり、障がい者プランにつきましては、昨年11月の審議会において、改定案の概要についてご説明させていただき、委員の皆様からご意見等をいただいたところです。その後、庁内での会議において、プラン案の最終的な調整を行い、ことし1月5日から2月3日までの間、パブリックコメントを実施いたしましたので、本日はその実施結果についてご報告いたします。

それでは、資料1をごらんください。

このたびのパブリックコメントの実施に当たりましては、広報さっぽろ1月号および札幌市のホームページで市民の方への周知を行うとともに、市役所本庁舎、各区役所、まちづくりセンターなどでプラン案の配付をいたしました。

その他、北海道新聞に記事として掲載されておりました。

1ページに寄せられた件数等を記載しておりますが、意見提出者は、団体

を含めて、10人、意見件数は47件となっております。平成24年3月の前回策定時は、意見提出者が16人、意見件数は96件でしたので、前回の約半分程度となっております。

前回策定時は、平成15年3月に策定いたしました障がい者保健福祉計画を改定し、障がい福祉計画とあわせて一体的な計画とするなど、全面的な改定であったのに対し、今回はあくまでも一部改定であったことなどが要因であると考えております。

これらの寄せられました意見は、表の中に意見の概要と札幌市の考え方を記載しております。一つ一つの意見や考え方につきましては、資料を事前にお送りしており、既にごらんになっておられるものと思っておりますので、本日は説明を省略させていただき、プランを修正した部分のみを説明させていただきます。

意見を踏まえてプランの本文を修正した箇所は2カ所となっております。

まず、13ページの整理番号23です。

情報・コミュニケーションの分野でさまざまな障がいに配慮した情報提供に点字や音声による提供を加筆してほしいとのご意見をいただいております。55ページが修正した本文の抜粋となっております。一番下の重点取り組みの部分に加筆してほしいとのご意見でしたが、すぐ上の取り組みに「点字や音声による情報提供」という取り組みがありますので、こちらの内容を広報さっぽろに限定しない内容となるなど、記載を修正いたしました。

2点目は、21ページの整理番号42です。

「合理的な配慮に努めます」との文言を「合理的な配慮の提供に努めます」にすべきとのご意見をいただきましたが、合理的配慮の提供が法的義務であることや国の計画における表現なども踏まえまして、「合理的な配慮を行います」に修正することといたしました。

修正した本文は、73ページに記載のとおりとなっております。

修正した箇所は、以上の2点となります。

このほかにいただいたご意見につきましては、プラン本文には直接反映しておりませんが、今後の施策を進めるに当たっての参考にしていきたいと考えております。

また、今回取りまとめました意見の概要と札幌市の考え方につきましては、障がい者プラン本書とあわせて公表することになっておりますので、資料1と同じものをホームページで公表するとともに、市役所本庁舎や各区役所等で配付する予定でございます。さらに、一部項目を抜粋して、障がい者プラン本書にも掲載する予定です。

最後に、障がい者プランの本書ですが、この後、印刷作業等に入りまして、3月中には完成する予定です。また、本書とあわせて、前回策定時と同様に概要版を作成する予定です。このほか、今回は概要版をよりわかりやすい文章表現にしたわかりやすい版を作成する予定ですが、こちらの完成はちょっとおくれまして、4月に入ってからとなる予定でございます。それぞれが完成いたしましたら、委員の皆様にも送付させていただきたいと思っております。

私からの説明は、以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、資料全体を通して、質問はありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、ご意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○加藤委員 感想です。

3ページの分野1の理解促進で書かれている障がい者に対しての文言は、

いっばん かたがた いけん ひじょう しょくく ひじょう きび
一般の方々のご意見だとしたら、非常にショックというか、非常に厳しいです
ね。おな すたーとらいん た ひとつの 障がい者権利として特別では
なく、おな すたーとらいん た ほしゅう しょう
なく、同じスタートラインに立てていないところをどう保障していくかが障がい
しゃけんり こんかん おも りかい
者権利の根幹だと思ふのです。ですから、それをどう理解してもらふのかだ
おも しょう
と思ふのです。障がいがあるなしにかかわらず、みんなが同じスタートライン
た しえん きほんてき かんが かた おも
に立てるために支援するという基本的な考え方があると思ふのです。しかし、
しょう しゃ てあつ ほご にんしき ひじょう
障がい者は手厚く保護されているという認識なのだということで、非常に
しょくく
ショックです。

これをどうするかという はなし ではありませんが、そういったことがわれわれ
しごと あらた にんしき
らなければいけない仕事だと改めて認識いたしました。

ふじわらかいちょう
○藤原会長 ありがとうございます。

こうした かんそう ふく けっこう おも いけん
こうした感想も含めてで結構かと思いますが、ご意見はございませんでし
うか。

ぱぶりっくこめんと にん なか
パブリックコメントそのものが10人からしかなかった中でこういうような
いけん かん わたくし おも う おも ほんらい
ご意見があったことに関しては、私たちも重く受けとめたいと思ふます。本来
かんが かた しみん かた きょうゆう だんかい
の考え方を市民の方に共有していただく段階になっていないこと、また、
われわれしょう も かた ひと とうじしゃ なに
我々障がいを持っている方にかかわっている人や当事者が何をしているのか
がなかなか見えておらず、けいもう すす めん おも
がなかなか見えておらず、啓蒙が進んでいない面があろうかと思ふます。ただ、
ほんとう いちぶ ひと いけん おも じむきよく こめんと
これは本当にごく一部の人の意見だとは思ふのですが、事務局としてコメント
はございますか。

じむきよく はせがわしょう ふくしかちょう かんそう はなし
○事務局（長谷川障がい福祉課長） 感想めいた話になってしまうかもし
しょうがいしゃさべつかいしょうほうとう せいてい きょうせいしゃかい
れませんが、障害者差別解消法等も制定されておりますように、共生社会
じつげん しょう かた かた ちいき いっしょ い
の実現ということで、障がいのある方もない方もともに地域で一緒に生きて
かんが き しょう しゃしさく けいい れきし
いくという考えで来ております。障がい者施策の経緯といひましようか、歴史
ふ かえ かんが とお おも
を振り返ると、そのような考えになってきたのもそんなに遠くないと思ひ

ます。ですから、昔の時代の考え方がまだまだ払拭し切れていない部分があるのかと感じております。

ご感想にもありましたけれども、古いといいたいでしょうか、そういうようなご理解の方もいらっしゃることを踏まえまして、理解促進により精力的に取り組んでいかなければならないと改めて感じました。

皆様のご協力もいただきながら進めてまいりたいと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問、ご感想はいかがでしょうか。

○山内委員 整理番号47の障がい福祉計画についてです。

ここに、近年、福祉人材の確保が難しいと事業所の皆さんから伺っているということで、人材確保に関する事業を検討していますというお答えをしているのですが、私たちも福祉事業をやっていると、人材の確保については悩んでいるところがあります。

札幌市としてこういうお答えをしたということでは、何かの事業のお考えがあつてのことなのでしょう。

○藤原会長 それでは、事務局から回答をお願いしたいと思います。

○事務局（筒井運営指導係長）福祉人材の確保に関しましては、先ほどの議会の補正予算で事業を提案しており、承認を受けましたので、平成27年度事業で雇用対策の事業を行おうと計画しております。高齢福祉分野でも同様に動いておりまして、一緒にやるものもあるかと思いますが、雇用対策、そして、今働いている方へのメンタル研修なども含めて、何らかの対策を講じようとして計画しております。

また、新規事業については、数の制約ではなく、事業所がふえていきますと、質が問われてまいります。ですから、ちゃんとしたプランをつくり、質の向上を目指さないと継続をしていくことがなかなか難しい状況になって

きていますというようなお話^{はなし まどぐち}を窓口^{まどぐち}でするようにしております。

○山内委員^{やまうち いん} 質^{しつ}の向^{こう}上^{じょう}について、整理番号^{せいりばんごう}11についてです。

平成^{へいせい}26年度^{ねんど}で重^{じゅう}症^{しょう}心身障^{しんしんしょう}がい者^{しゃ}の受け入れ促進事業^{う い そくしんじぎょう}が終^おわると思^{おも}う
のですけれども、私^{わたくし}たちのところも重^{じゅう}心^{しん}の方^{かた}が多いので、そういう意味^{いみ}では、
マン・ツー・マン^{まん つー まん}でさせていただいております。しかし、看護師^{かんごし}にやめられな
いために、給与^{きゅうよ}の部分^{ぶぶん}でもいろいろとあるのです。ですから、それ^かも兼ねて、
いろいろと支^し援^{えん}していただけるよう^{じぎょう}な事^{かんが}業^がを考^{おも}えていただければと思^{おも}います
ので、どうぞよろしくお願^{ねが}いいたします。

○藤原会^{ふじわらかいちょう}長^{さいご} 最^{ぶぶん}後の部分^{りくえすと}はリクエスト^{りくえすと}ということですね。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」^{はつげん}と発^{もの}言^{もの}する者^{もの}あり)

○藤原会^{ふじわらかいちょう}長^も もし漏^{てん}れた点^{さいご}があれば、最^{いけん}後にご意^{しつもん}見^{ちようだい}やご質^{ちようだい}問^{ちようだい}を頂^{ちようだい}戴^{ちようだい}したい
と思^{おも}います。

それでは、この議^ぎ題^{だい}については終^{しゅうりよう}了^{りよう}させていただいてよろしいでしょうか。

(「異^い議^ぎなし」^{はつげん}と発^{もの}言^{もの}する者^{もの}あり)

○藤原会^{ふじわらかいちょう}長^{ちようだい} ありがとうございます。

それでは、議^ぎ題^{だい}(2)障^{しょう}害^{がい}者^{がい}差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}法^{ほう}の施^し行^{こう}に向^むけた対^{たい}応^{おう}についてで
す。

平成^{へいせい}25年度^{ねんど}第^{だい}1回^{かい}審^{しん}議^ぎ会^{かい}で障^{しょう}害^{がい}者^{がい}差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}法^{ほう}の概^{がい}要^{よう}につい^{せつめい}て説^{せつめい}明^{めい}が
ありましたが、このた^くび、国^{くに}におい^きて基^き本^{ほん}方^{ほう}針^{しん}が策^{さく}定^{てい}されま^{ほんじつ}した。本^{ほん}日^{じつ}は、基^き本^{ほん}
方^{ほう}針^{しん}の概^{がい}要^{よう}やこ^ふれを踏^ふま^{こんご}えた今^{こんご}後^ごのスケジュー^{すけじゅー}ルについ^るて、事^じ務^む局^{きょく}から説^{せつめい}明^{めい}を
いた^{おも}だき^{おも}たいと思^{おも}います。

○事^じ務^む局^{きょく}(長^は谷^せ川^が 障^{ふく}が^しい福^{ふく}祉^{しか}課^か長^{ちよう}) この件^{けん}につ^{わたくし}き^{せつめい}ま^{せつめい}して、私^{わたくし} からご説^{せつめい}明^{めい}
さ^{せつめい}せて^{せつめい}い^{せつめい}た^{せつめい}だ^{せつめい}き^{せつめい}ま^{せつめい}す。

障^{しょう}害^{がい}者^{がい}差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}法^{ほう}につ^{へいせい}き^{ねん}ま^{がつ}し^{かい}ては、平^{へい}成^{せい}25年^{ねん}9月^{がつ}に開^{かい}催^{さい}しま^{しんぎ}した審^{しんぎ}議^ぎ

かい ほうりつ がいよう せつめい
会において、法律の概要などについてご説明させていただきました。このた
び、くに きほんほうしん しめ ほんじつ きほんほうしん がいよう
に、国から基本方針が示されましたので、本日は、基本方針の概要について
じょうほうていきょう さっぽろし おお たいおう
情報提供をさせていただくとともに、札幌市における大まかな対応
すけじゅーる せつめい
スケジュールなどについてご説明させていただきます。

しりょう
それでは、資料2をごらんください。

ぺーじ ほうりつ がいよう きさい いま はな
まず、1ページには、法律の概要を記載しておりますが、こちらは、今お話
ししましたとおり、へいせい ねん がつ しんぎかい せつめい
平成25年9月の審議会でご説明させていただいておりますので、ほんじつ せつめい しょうりやく
本日はご説明を省略させていただきます。

ぺーじ きほんほうしん がいよう
おめくりいただきまして、2ページから基本方針の概要になります。

きほんてき かんが かた
まず、(1)の基本的な考え方です。

ほう かんが かた ぎょうせい き かんとうおよ じぎょうしゃ たい しょう しゃさべつ
法の考え方として、行政機関等及び事業者に対して、障がい者差別
かいしょう む ぐたいてきと く もと ふきゅうけいはつかつどうとう つう
解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、
こくみんひとりひとり じはつてき と く うなが しめ
国民一人一人による自発的な取り組みを促すことが示されております。

つぎ きょうつうてき じこう
次に、(2)の共通的な事項です。

たいしょう しょう しゃ しょうがいしゃきほんほう きてい しょう しゃ
対象となる障がい者は、障害者基本法に規定する障がい者となってお
てちょう も かた なんびょう かた ふく たいしょうり
り、手帳を持っておられる方のほか、難病の方なども含まれます。また、対象
ぶんや にちじょうせいかつおよ しゃかいかつぜんばん こようぶんや
分野は、日常生活及び社会生活全般とされております。なお、雇用分野に
しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがいしゃこようそくしんほう きてい
つきましては、障害者差別解消法ではなく、障害者雇用促進法の規定が
てきよう
適用されます。

つぎ ふとう さべつてきと あつか かんが かた しめ
次に、不当な差別的取り扱いの考え方が示されております。

ふとう さべつてきと あつか せいとう りゆう しょう りよう ざい
不当な差別的取り扱いとは、正当な理由なく、障がい者を利用して、財、
さーびす かくしゅきかい ていきょう きよひ ぼしょ じかんたい せいげん しょう しゃ
サービスや各種機会の提供の拒否、場所、時間帯などを制限、障がい者で
もの たい ふ じょうけん けんりりえき しんがい
ない者に対しては付さない条件をつけることなどによる権利利益の侵害とさ
れていきます。せいとう りゆう こべつ じあん ぐたいてき ばめん
ます。正当な理由かどうかについては、個別の事案ごとに具体的な場面
じょうきよう おう きやくかんてき はんだん しめ
や状況に応じて客観的に判断することが示されております。

つぎ ページ ごうりてきははいりよ かん かんが かた
次に、3ページは、合理的配慮に関する考え方になります。

ごうりてき はいりよ こ こ ばめん しょう しゃ しゃかいてきしょうへき じょきよ
合理的な配慮とは、個々の場面において、障がい者から社会的障壁の除去
ひつよう むね いし ひょうめい ばあい じょきよ ひつよう
を必要としている旨の意思の表明があった場合に、これを除去するための必要
ごうりてき と く きてい ぐたいてき ばめん じょうきょう
かつ合理的な取り組みと規定されております。また、具体的な場面や状況に
おう こと たよう こべつせい たか ふたん かじゅう はんい
応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、負担な過重とならない範囲
おこな
で行うものとされております。

げんじてん いちれい くるまい すりようしゃ だんさ いた わた ぶつりてき
現時点の一例として、車椅子利用者のために段差に板を渡すなどの物理的
かんきょう はいりよ ひつだん よ あ いし そつう はいりよ しめ
環境への配慮や、筆談や読み上げなどの意思疎通の配慮などが示されてお
ります。

ページ げだん ぎょうせい きかんとう じぎょうしゃ こう そち かん
3ページの下段からは、(3)の行政機関等事業者が講ずべき措置に関す
きほんてき じこう
る基本的な事項となります。

たいおうようりょう かくぎょうせいきかん しょくいん じゅんしゅ ふくむきりつ
まず、対応要領ですが、これは各行政機関が職員が遵守すべき服務規律
いっかん さくてい ちほうこうきょうだんたい
の一環として策定することとされております。なお、地方公共団体における
たいおうようりょう さくてい どりよくぎむ さっぽろし
対応要領の策定は努力義務となっておりますが、札幌市といたしましては、
すべ ぶきょく ひつよう はいりよ てきせい おこな たいおうようりょう さくてい
全ての部局において必要な配慮が適正に行えるよう、対応要領を策定す
ほうこう かんが
る方向で考えております。

つぎ たいおうししん じぎょうしゃ てきせつ たいおう はんだん し
次に、対応指針ですが、こちらは、事業者の適切な対応、判断に資する
くに しゅむだいじん さくてい たいおうようりょう たいおう
ものとして、国の主務大臣が策定することになっております。対応要領、対応
ししん きさいじこう れい ふとう さべつてきと あつか およ ごうりてきははいりよ きほんてき
指針の記載事項の例として、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の基本的な
かんが かた ぐたいてい そうだんたいせい けんしゅう しめ
考え方や具体例、相談体制や研修などが示されております。

ページ いちばんうえ しゅむだいじん ぎょうせい
おめくりいただきまして、4ページですが、一番上の主務大臣による行政
そち じぎょうしゃ たい ほうこくちょうしゅ じよげん しどう かんこく けんげん くに
措置ですが、事業者に対する報告聴取や助言、指導、勧告などの権限は国
ぞく きほんほうしん ぎょうせい そち みぜん ほうし
に属することになります。基本方針においては、行政措置を未然に防止する
じぎょうしゃ しょうかい そうだん ていねい たいおう さだ
ため、事業者からの照会、相談に丁寧に対応することなどが定められてお
ります。

つぎ ほかに、(4)のその他の事項になります。

まず、環境の整備ですが、施設のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上などについては、法律で規定する合理的配慮には含まれませんが、事前的改善措置として実施に努めることが規定されております。また、環境整備は、ハード面のみならず、研修などのソフト面も含まれることとされております。

その下の相談体制ですが、既存の機関の活用、充実を図ることとされております。札幌市につきましては、どこに窓口を設けるかは現時点では未定であり、今後の検討課題と考へております。

啓発活動につきましては、環境整備にも含まれている研修や地域住民への啓発に取り組むこととされております。

障害者差別解消支援地域協議会につきましては、さまざまな機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして組織することができると規定されており、法的な義務ではありませんが、札幌市といたしましては設置する方向で考へております。

おめくりいただきまして、5ページは、検討体制やスケジュールでございます。

今回、国から示された基本方針を踏まえ、今後、対応要領の策定や相談窓口体制の整備、地域協議会の設置などの検討を行っていく予定です。検討に当たりましては、保健福祉局ばかりでなく、庁内の関係部局で構成する検討会議を設置して検討する予定です。また、障がい者施策推進審議会などの附属機関からもご意見をお聞きしながら検討を進めていきたいと考へております。

つぎ すけじゅーるに、スケジュールです。

ひょう みぎがわ くに しめ すけじゅーる くに すけじゅーる として、まず、来年度の上半期、9月までに国の各省庁におい

たいおうようりょう さくてい しもはんき ちほうこうきょうだんたいとうしよくいんたいおうようりょう さくせい
て対応要領を策定し、下半期には地方公共団体等職員対応要領の作成
かか しえん こくみん ほうりつとう しゅうち おこな しめ
に係る支援や国民への法律等の周知を行うことなどが示されております。

ただ、これは現時点でのスケジュールでありまして、これまでも予定がたび
おおはば しめ すけじゅーる
たび大幅におくれていることから、このたび示されたスケジュールがおくれる
かのうせい そうてい
可能性も想定しているところがございます。

ひだりがわ さっぽろし すけじゅーる げんじてん もくひょう
左側が札幌市のスケジュールでございますが、現時点での目標としまして
ねんない もくひょう たいおうようりょう さくてい そうだんまどぐちたいせい ちいききょうぎかい
は、年内を目標に対応要領の策定や相談窓口体制、地域協議会などにつ
せいり かんが よさん かんけい
いて整理していきたいと考えておりますが、予算に係るものにつきまし
がつ せいり ひつよう かんが ごうりてき
ては、10月ごろまでに整理する必要があるものと考えております。また、合理的
はいりょとう じれいしゅうしゅう しりょう すけじゅーる がつ がつ おこな
配慮等の事例収集ですが、資料のスケジュールでは、4月から9月に行う
むね きさい くに がつちゅう かくじち
旨を記載しておりますが、こちらにつきましては、国のほうで3月中に各自治
たい たい じれい しょうかい おこな と なつ あき じれいしゅう
体に対し事例の照会を行い、取りまとめたものを夏から秋ごろに事例集と
かくじちたい じょうほうていきょう はなし き
して各自自治体に情報提供するとのお話を聞いてきております。

としか しあ しみんしゅうち しょくいんけんしゅう おこな へいせい ねんど
さらに、年明けには、市民周知や職員研修などを行い、平成28年度
ほうしこう む じゅんび おこな かんが げんじてん
の法施行に向けた準備を行っていきたいと考えております。現時点では、
おお すけじゅーる しめ こんご ていど しめ
まだ大まかなスケジュールしかお示しできませんが、今後、ある程度お示しで
ないよう かつ だんかい ほんしんぎかい いけん き かんが
きる内容が固まってきた段階で本審議会のご意見をお聞きしていきたいと考
えておりますので、よろしくお願ひいたします。

わたくし せつめい いじょう
私からの説明は、以上でございます。

ふじわらかいちょう せつめい
○藤原会長 ご説明をありがとうございます。

たい しつもん
それではまず、これに対してご質問はありますでしょうか。

はつげん もの
(「なし」と発言する者あり)

ふじわらかいちょう いけん かんそう ねが
○藤原会長 それでは、ご意見やご感想などをお願いいたします。

かとういいん ペーじ しょうがいしゃさべつつかいしょうしえんちいききょうぎかい せっち
○加藤委員 4ページの障害者差別解消支援地域協議会を設置してくださ
きそん ごうりゅう
いということになっておりますね。既存のものと合流させることもあるので

すけれども、札幌市としては独立したものを考えているのでしょうか。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） 今のところは、設置する予定でございまして、既存のものをこちらに当てるといことはしないことを考えております。

○加藤委員 法律として成立していくときに、弁護士や法律の専門の方々とそういうネットワークを組んでいくなどは考えられておりますか。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） 現時点では、法律の専門家との特別な連携は考えておりませんが、こういった障 がいのある方の人権擁護などに関係する機関が集まるようなネットワークを考えておりますので、その中で司法の関係者もメンバーとすることは考えられます。

○加藤委員 ぜひお願いいたします。

こういった差別の話 になると、虐待も含めて、弁護士たちが障 がい の特性を意外とわかっていないとか、わかっている弁護士の数が非常に少ないのです。ただ、弁護士たちとしても勉強 したいのでそういった情報 が欲しいというようなことをお聞きするので、我々みたいな事業 所も含めて、そういった機関が連携 することで支えてくださる方々など、法的に教えてくださる方々と一緒にやっ ているのは非常に心強いと思 います。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） ぜひ参考にさせていただきたいと思 います。

ありがとうございました。

○藤原会長 ほかにご質問やご意見はございませんでしょうか。

別添資料 は、皆さんにじっくりお読みいただくということでよろしいです か。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） はい。

○藤原会長 それでは、よろしいでしょうか。

はつげん もの
（「なし」と発言する者あり）

ふじわらかいちょう すけじゅーる へんこう
○藤原会長 このスケジュールは変更することがあるかもしれませんが、
ようしょうしょうよ せつめい うかが きかい おも お
も、要所要所でご説明を伺う機会があると思います。ですから、これで終わ
りということではもちろんありませんし、私 たちもこのことについては常に
あんてな は ひつよう おも お
アンテナを張ることが必要かと思われませんが、きょうはこれで終わりにしたい
おも
と思います。

つき へいせい ねんどよさん しゅようじぎょう
それでは、次に（３）平成２７年度予算における主要事業などについてで
す。

らいねんどよさん しょう しゃしさく ふか しゅようじぎょう
来年度予算につきまして、障がい者施策に深くかかわる主要事業につい
て、事務局から情報提供をしていただきたいと思います。

じむきょく はせがわしょう ふくしかちょう わたくし せつめい
○事務局（長谷川障がい福祉課長） 私からご説明させていただきます。

へいせい ねんどよさん がつ にち しぎかいぎいん しちようせんきよ
平成２７年度予算につきましては、４月１２日の市議会議員・市長選挙を
ひか れいねん じっし けいじょうてき じむじぎょう かか けいひ
控えておりました、例年に実施している経常的な事務事業などに係る経費を
ちゅうしん けいじょう つぎ しちよう ほんだん よち のこ
中心に計上しており、次の市長が判断できる余地をできるだけ残すため、
こっかくよさん へんせい にく よさん つぎ しちよう
骨格予算として編成しております。肉づけ予算につきましては、次の市長の
せいさくとう ほんだん ほんじつ こっかくよさん とく しゅよう
政策等により判断することになりますので、本日は骨格予算のうち、特に主要
じぎょう じょうほうていきょう
な事業につきまして情報提供いたします。

しりょう
それでは、資料３をごらんください。

ぺーじ
まず、１ページです。

とくべつじどうふようてあてしきゅうじぎょうひ
１は、特別児童扶養手当支給事業費でございます。

らいねんど あら さつぼろし はじ じぎょう とくべつじどうふよう
こちらは、来年度から新たに札幌市で始まる事業となります。特別児童扶養
てあて じゅきゅうしかくにんてい じむ とどうふけん じっし
手当の受給資格認定などの事務は、これまで都道府県が実施しておりました
らいねんど けんげん していと し いじょう ほんし しきゅうじむ
が、来年度よりこの権限が指定都市にも移譲されることになり、本市が支給事務
おこな
を行うものでございます。

こ はったつしえんそうごうせんたーうんえいひ
２は、子ども発達支援総合センター運営費でございます。

こちららいねんども来年度から新たに始まる事業あら はじ じぎょうとなります。児童診療センターなど
が設置せっちされている豊平区平岸とよひらくひらぎしの複合施設ふくごうしせつに関する経費かん けいひであり、平成27年度か
らは子ども発達支援総合センターこ はったつしえんそうごうせんたーとして運営うんえいするものです。予算の内容とし
ましては、障がいしょうがいのある子どもへの専門的な医療せんもんてき いりょう ていきょうを提供する子ども心身医療
センターせんたー、新たに設置される児童心理治療センターあらかせっち じどうしんりちりょうせんたーおよび自閉症児支援センターおよ じへいしょうじえんせんたー、
さらには、既存のかしわ学園きそん がくえんなど、児童関連施設じどうかんれんしせつの運営費うんえいひとなっております。
また、平成28年度からは、発達医療センター機能へいせい ねんど はったついりょうせんたー きのうを2カ所体制とするため、
中央区ちゅうおうくの児童福祉総合センターじどうふくしそごうせんたーの改修工事かいしゅうこうじを行うおこなものであります。

3は、福祉乗車証ふくしじょうしゃしょう、助成用カードじょせいようかーどIC移行事業費あいしーいこうじぎょうひです。

こちららいねんども来年度から新たに始まる事業あら はじ じぎょうとなります。主な交通機関おも こうつうきかんで
SAPICAさびかの使用しょうすが進んだことに加えまして、ICカード乗車券くわ あいしーかーどじょうしゃけんは、利便性
が非常に高いことひじょう たかから、高齢者の制度こうれいしゃ せいどとあわせまして、障がい者交通費助成
制度せいど あいしーかーどのICカードへ移行することいこうといたしまして、これに必要な交通事業者ひつよう こうつうじぎょうしゃ
を初めとする機器はじ ききの開発及び改修かいはつおよ かいしゅうを行う費用おこな ひようです。

4は、介護給付費及び訓練等給付費かいごきゅうふひおよ くんれんとうきゅうふひです。

これは、障がいしょうがいのある方が自立した地域生活かた じりつ ちいきせいかつ いとなを営むことができるよう、
障害者総合支援法しょうがいしゃそうごうしえんほうに基づいて提供もと ていきょうするサービスさーびすに係る給付費かか きゅうふひです。

5は、障がい者相談支援事業費しょう しゃそうだんしえんじぎょうひです。

札幌市内さっぽろしの相談支援事業所ない そうだんしえんじぎょうしょは、昨年10月さくねん がつに1カ所が新設かしょ しんせつされ、基幹相談
支援センターしえんせんたーなども含め、現在ふく げんざい、20カ所体制かしょうせいとなっており、その運営うんえいに係る
経費けいひです。

私わたくしからの説明せつめいは、以上いじょうでございます。

○藤原会長ふじわらかいちょう ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明せつめいに関して、質問かんがありましたら、お願いいたし
ます。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 それでは、ご意見などをお願いいたします。

○千貝委員 新しい市長が決まったら、これが変更になる可能性があるという
ということですか。

○事務局（長谷川障がい福祉課長） 骨格予算については変わりませんで、
予算として成立したものでございますので、新しい市長のもとで新たなも
のが追加になるということになります。

○千貝委員 ありがとうございます。

○藤原会長 これは骨格予算のものなのでブロックされていて、新しい市長
によっては、プラスされるようなことが起こり得るということですね。

○事務局（長谷川障がい福祉課長） 骨格予算ということで、こちらは既に
議会の承認をいただいて成立したものでございます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

○高森委員 障がい福祉の関連予算が678億円ですが、このうちの介護給
付費と訓練等給付費を合わせますと、大体370億円ぐらいになりますね。

そうすると、障がい福祉関係予算の60% ぐらいはこの二つで占められ
るという構造になっていると考えるとよろしいですか。また、これは従来もそ
うだったのでしょうか。

○事務局（長谷川障がい福祉課長） おおむねそのような傾向でございま
す。

○藤原会長 それでは、私から質問させていただきます。

子ども発達支援総合センターは新規となっておりますが、もともと静療院
があり、そこにはある程度の予算づけがあったと思うのです。これは新規とい
うことで、また別な考え方というか、今までより運営費が多くついたという
ようなことはあるのでしょうか。

じむきょく はせがわしやう ふくし かちやう じゆうらい じどうしんりやうせんたー じぎやう
○事務局（長谷川 障 がい福祉課 長） 従 来の児童診 療 センターの事業
ではなく、それも含めましたいろいろな複 合施設としての子ども発 達支援総合
せんたー という新たな事業 ということ で新規の記載になっております。こち
らにつきましては、次 の議題（４）で ご説明させていただきます。

ふじわらかいちやう
○藤原会 長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

ふじわらかいちやう
○藤原会 長 ないようでしたら、この議題を閉じたいと思 いますが、よろし
いでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ふじわらかいちやう
○藤原会 長 ありがとうございます。

ひ つづ つぎ ぎだい はい
引き続き、次 の議題に入ります。

こ はったつしえんそごうせんたー かいせつ
（４）子ども発 達支援総合センターの開設についてです。

けん さくねん がつ しんぎかい さっぽろし じどうせいしんい
この件につきましては、昨年 1 1 月の審議 会において札幌市の児童精神医
りやう かた とうしん たいおう ほうこく ほんじつ
療 のあり方の答申 への対応について報告があ ったところです。本日は、
せんたー かいせつ ほうこく じむきょく せつめい ねが
センターの開設 についての報告について、事務局 から説明を願 しいたしま
す。

じむきょく ひらい きかくちやうせいたんとう かちやう わたくし せつめいもう あ
○事務局（平井企画 調整担当課 長） 私 からご説明申 上げます。

しりやう
資料 4 でございます。

が つ た ち こ はったつしえんそごうせんたー あいしやう かいせつ
ことし 4 月 1 日に子ども発 達支援総合センター、愛 称ちくたくを開設 いた
します。

しせつ いりやうきのう ふくしきのう も ふくごうしせつ はったつ
この施設は、医療機能と福祉機能 をあわせ持つ複 合施設で、発 達のおくれや
しょう こ こころ なや かか こ たい からだ はつ
障 がいのある子ども、心 の悩みを抱える子どもなど に対しまして、体 の発
たつ こころ せいちやう りやうめん てきせつ しつ たか いりやう ふくししえん そごうてき
達と心 の成長の両 面からより適切で質の 高い医療・福祉支援を総合的に
ていきやう もくてき
提 供することを目的としたものでござ います。

じどうせいしんか したいふじゆうじ しんりょうきのう も こ しんしんいりょうせん
児童精神科と肢体不自由児への診療機能をあわせ持つ子ども心身医療セン
ターを新設するほか、福祉機能といたしまして新設する児童心理治療センター
こころぼ、自閉症児支援センターさぼこを含む四つの児童福祉施設を複合化い
たします。また、この施設が中心になりまして、民間の関連施設や保育所、
がっこう かんけいきかん れんけい ちいき せいかつ しょう こ
学校などの関係機関と連携することで、地域で生活する障がいのある子ども
たい そうだんしえん きょうか かくきかん しえんじょうきょう きょうゆう
に対する相談支援を強化するほか、各機関におけます支援状況を共有する
など、札幌市全体で子どもたちを支える体制をつくっていきます。

そしき ちょうしゃめいしょう
まず、1の組織と庁舎名称です。

めいしょう こ はったつしえんそうごうせんたー あいしょう
名称は、子ども発達支援総合センターです。愛称は、ちくたくです。

つぎ かいせつび しょざいち
次に、2の開設日・所在地です。

かいせつび がつ たち しょざいち げんざい じどうしんりょうせんたー
開設日は、4月1日です。所在地は、現在、児童診療センターがあります
じゅうしょ おな とよひらくひらぎし じょう ちょうめ
住所と同じでございまして、豊平区平岸4条18丁目です。

つぎ しせつ がいよう
次に、3の施設の概要です。

じどうしんりょうせんたー じどうせいしんか しんりょうきのう げんざい じどうふくし
児童診療センターの児童精神科の診療機能と、現在、児童福祉総合
せんたーない はったつりょうせんたー したいふじゆうじ しんりょうきのう
センター内にあります発達医療センターの肢体不自由児への診療機能をあわ
せ持つ新たな医療機関、子ども心身医療センターを中核といたしまして、
ふくしきのう さき はな じどうしん
さらに、福祉機能といたしまして、先ほどお話しいたしましたとおり、児童心
りちりょうせんたー じへいしょうじしえんせんたー ふく よつ じどう
理治療センターこころぼと自閉症児支援センターさぼこを含みます四つの児童
ふくしせつ ふくごうか かくしせつ ちいきしえんきのう しゅうやく ちいき
福祉施設を複合化いたしますほか、各施設の地域支援機能を集約した地域
しえんしつ もう
支援室を設けます。

ページ
2ページでございまして。

つぎ もくてき
次に、4の目的です。

かくしせつ しゅうやく はったつ しょう こ
各施設を集約することによりまして、発達のおくれや障がいのある子ども、
こころ なや かか こ たい こ たい はったつ こころ せいちょう
心の悩みを抱える子どもたちに対しまして、子どもの体の発達と心の成長
りょうめん あぶろーち てきせつ しつ たか いりょうふくししえん そうごうてき
の両面からアプローチして、より適切かつ質の高い医療福祉支援を総合的

ていきょう
に提供 するものです。

つぎ しせつ がいよう
次に、5の施設の概要です。

こ しんしんいりょうせんたー
(1) の子ども心身医療センターです。

じどうせいしんか しょうにか せいけいげかとう きのう も しんりょうじよ しんりょう
児童精神科、小児科、整形外科等の機能をあわせ持つ診療所です。診療
かいしび がつ か おも りようしゃ いりょうてきけ あ ひつよう い か
開始日は、4月2日です。主な利用者につきましては、医療的ケアが必要な以下
こ しんしん はったつ しょう うたが こ
の子どもとしておりまして、新進の発達のおくれ、障がい疑われる子ど
こころ なや かか こ
も、心に悩みを抱える子どもです。

じどうしんり ちりょうせんたー
(2) 児童心理治療センターこころぼです。

こころ け あ ひつよう こ にゆうしょ つうしょ しんりてきちりょう
こちらは、心のケアが必要な子どもが入所または通所により心理的治療を
おこな しせつ かいせつび がつ たち おも りようしゃ げんそく さいみまん
行う施設です。開設日は、4月1日です。主な利用者は、原則、18歳未満
しんりてきけ あ ひつよう じどうそうだんじよ ほんだん こ
の心理的ケアが必要と児童相談所が判断した子どもです。

じへいしょうじしえんせんたー
(3) 自閉症児支援センターさぼこです。

おも じへいしょう こ にゆうしょ せいかつしえんとう う しせつ
主に、自閉症のある子どもが入所により生活支援等を受ける施設でござい
たんきにゆうしょ かいせつび がつ たち おも りようしゃ
まして、短期入所もございます。開設日は、4月1日です。主な利用者は、
げんそく さいみまん おも じへいしょう こ
原則、18歳未満の主 自閉症のお子さんです。

ペーじ
3ページでございます。

ちいきしえんきのう
(4) 地域支援機能です。

ふくごうちょうしゃ こうせい かくしせつ ちいきしえんきのう しゅうやく はばひろ
複合庁舎を構成いたします各施設の地域支援機能を集約いたします。幅広
してん そうだんしえんぎょうむ おこな いりょう ほけん きょういく ふくしとう そうご
い視点での相談支援業務を行いまして、医療、保健、教育、福祉等との相互
れんけい まどぐち かんけいきかん れんけい しぜんたい きのうこうじょう はか
連携の窓口といたしまして、関係機関との連携による市全体の機能向上を図
かいせつび がつ たち
ることとしております。開設日は、4月1日です。

つぎ しせつ りようしゃそうげいばす うんこう
次に、6の施設の利用者送迎バスの運行です。

したいふじゆう こ つういん りべんせいとう こうりよ ちかてつなん
肢体不自由のあるお子さんの通院の利便性等を考慮いたしまして、地下鉄南
ぼくせんみなみひらぎしえき そうげいばす うんこう ばす じょうこう
北線南平岸駅からちくたくまで送迎バスを運行いたします。バスは、乗降
ていしょうがたこがたばす さいよう きんせつ さつぼろひらぎしこうとうがっこう
のしやすい低床型小型バスを採用いたします。近接する札幌平岸高等学校

の生徒のデザインによるラッピングを行いまして、利用するお子さんが楽しく通えるように配慮しております。

カラーではなく、申しわけありませんが、ちくたくという名前が帯に入ったデザインです。ベースは青色で、約100点の応募作品の中から選定させていただきました。

次に、7のオープニングセレモニーです。

4月4日土曜日10時から、場所は現地の子ども発達支援総合センター3階講堂です。参加予定者は、市長を初め、開設までご協力いただきました関係者、関係団体代表者、地域住民などを予定しております。

4ページでございます。

最後に、ちくたくの組織・構成施設イメージ図です。

複合庁舎といたしましては子ども発達支援総合センター、愛称ちくたくががございます。それにぶら下がるものとして、子ども心身医療センター、児童心理治療センター、自閉症児支援センター、かしわ学園、ひまわり整肢園です。

ここまでが平岸の複合施設に入る施設でございます。それから、下にあるみかほ整肢園、はるにれ学園は、現状の場所のそばに入っております。また、発達医療センターも現地にありますが、来年度は改修工事のために休診いたします。28年度から再開する予定でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

これは情報提供となりますが、皆様からのご質問やご意見をいただきたいと思っております。

○廣田委員 確認です。

医療センターは、ベッドはないのですか。

○事務局（平井企画調整担当課長） 入院施設は持っておりません。

○廣田委員 それと、地域支援室の機能がいろいろと書かれているのですけれ

ども、どういった^{す た つ ふ か た よ て い}スタッフの方を予定されておりますか。

○事務局（平井企画調整担当課長）^{じ む き ゃ く ひ ら い き か く ち ク う せ い た ん とう か ち ク ー し ん り し い り ク ー かん け い し か く も} 心理士や医療関係の資格をお持ちになった幅広い職種^{は ば ひ ろ し ゃ く し ゅ か た あ つ}の方を集めまして、いろいろな関係機関と連携して支援^{かん け い き かん れん け い し え ん}することになります。

○藤原会長^{ふ じ わ ら か い ち ク ー} ほかにいかがでしょうか。

○林下委員^{は や し た い い ん こ} 子ども発達支援総合センター^{は た た つ し え ん ぞ う ぐ ー せ ん た ー}は、医療機能と福祉機能をあわせ持つということですね。子ども心身医療センター^{こ し ん し ん い り ク ー せ ん た ー}は、児童精神科、小児科、整形外科^{け い げ か か も く}と3科目あるようですけれども、ここにお勤めになるドクターや何人ぐ^{つ と ど く た ー な ん に ん}らいの通院を想定していらっしゃるのでしょうか。

○事務局（平井企画調整担当課長）^{じ む き ゃ く ひ ら い き か く ち ク ー せ い た ん とう か ち ク ー し ん り ク ー かん} 診療科につきましては、児童精神科、小児科、整形外科等^{か し ク ー にか せ い け い げ か とう か}と書いてありますけれども、そのほか眼科と耳鼻咽喉科^{が ん か じ び い ん け ん け}もございます。

また、何人の患者を想定しているかということもございます。

児童福祉センター内の発達医療センターが休診いたしますので、基本的に^{じ ど う ふ く し せ ん た ー ない は た た つ い り ク ー せ ん た ー き ェ う し ん き ほ ん て き}は、今ある児童診療センターと児童福祉総合センターにあります発達医療センター^{い ま じ ど う し ん り ク ー せ ん た ー じ ど う ふ く し ぞ う ぐ ー せ ん た ー は た た つ い り ク ー}に通われているお子さん全員とは申しませぬけれども、平成27年度^{せ ん た ー か よ こ ぜん い ん も う へ い せ い ね ん ど}はこちらに通院されると思っております。具体的な人数はつかんでおりませんが、そういうイメージ^{い め ー じ}でございます。

○林下委員^{は や し た い い ん げ ん ざ い り ク ー} 現在利用されている方がいらっしゃるということですが、新患^{し ん かん}など、新たに入る人がそんないるとは思われぬのです。1日1人から2人ぐ^{あ ら は い ひ と お も に ち り り}らいでしょか。予約制みたいになって診療するということですか。

○事務局（平井企画調整担当課長）^{じ む き ゃ く ひ ら い き か く ち ク ー せ い た ん とう か ち ク ー} もちろん、予約制^{よ や く せ い}でございますが、医者の体制^{い し ゃ}といたしましては、現状の体制を維持することを考えております。^{たい せ い げ ん じ ク ー たい せ い い じ かん が}そういうことから、一、二名ではなく、もう少し多くの患者が診られるのではないかと^{い ち に め い す こ お お かん じゃ み}思っております。

○藤原会長 今、専任の精神科医や小児科医が何人という段階ではないの
です。非常勤ではなく、専任で何人の小児科医が既にいるかということ
はオープンにされていないのですか。

○事務局（平井企画調整担当課長） 児童精神科の先生につきましては、
今、子ども児童診療センターがありまして、常勤医3名で診ております。
また、別に非常勤の先生が4人いらっしゃいます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 複合的な施設ができるということで、札幌市として新しい取組
みをしていくことに非常に期待いたします。しかし、今ここで出されている
ということは、所管は障がい福祉課でされていくということですね。ただ、病院
もあるので、病院局となりますね。また、子ども未来局の所管もあるとい
うことですね。

このように、組織上、一体的に運営していくに当たって、市として組織体
系を変更することはあるのでしょうか。

○事務局（平井企画調整担当課長） 児童医療につきましては、福祉も含
めまして、今まで子ども未来局と分かれていた部分がありましたけれども、子
ども未来局が所管しておりますかしわ学園やひまわり整肢園、みかほ整肢園、
はるにれ学園、発達医療センターにつきましては、新年度から保健福祉局に移管
になります。

○加藤委員 そういった形になるということで安心いたしました。連携をと
ることは簡単なようで、それぞれが縦の組織で動いていくとき、横の連携が相当
意識しないとやっていけないし、一つの屋根の下で縦割りだと意味がないなど
思っております。

もう一つお聞きしたかったのは、相談機能を持つと書かれていますけれども、
内部の総合的な連携の役割も果たすのでしょうか。これを読む限り、地域支援

をしていく場所とも読めるのですけれども、その辺のイメージはありますか。

○事務局（平田企画調整担当課長） お話のとおり、内部はもちろん、通院していない地域の方からの相談も受けます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

いまでバスはなかったのでしょうか。

○事務局（平井企画調整担当課長） ありませんでした。

たしか、ひまわり整肢園とかしわ学園にはありましたけれども、児童診療センターにはありませんでした。

○藤原会長 今度からはラッピングされたちくたくのバスが30分に1本運行されて、市民の人もこのバスなのだとすることを目にして、存在をアピールされるということですね。

これは、通院だけの人も使っているのですか。

○事務局（平井企画調整担当課長） ちくたくを使われる方は乗車していただいて結構でございます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 特にないようでしたら、この件については終わりにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原会長 ありがとうございます。

用意された議題について、皆様のご協力のもと、審議を終えることができました。ただ、私 がちょっと急ぎ足でやってしまいましたので、もしかすると質問漏れやご意見があるかもしれませんので、今から議題（1）から（4）まででご意見がありましたら、お願いいたします。

○池田委員 資料3の予算についてです。

就労系サービスや障がい児通所サービスの利用等がふえたということで
予算がふえているのですけれども、就労系サービスというのは、事業として
は就労移行支援サービスなのでしょうか。そうすると、どれくらいの数が1年
間で事業所ができたのかをお教えいただければと思います。

○事務局（長谷川障がい福祉課長）確かに、就労移行支援事業所の増
でして、通う方がふえたということです。今、正確な数字は持ち合わせており
ませんので、後日にお知らせしたいと思います。

○藤原会長 この予算増とは、これからきつとふえるであろうということを予測
して、次年度に関しての予算を上乗せてしているのだと思いますけれども、別途、
情報をやりとりしていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○新堀委員資料2の4ページです。

先ほども質問がありましたけれども、障害者差別解消支援地域協議会に
ついてです。

こちらを設置する方向でというお話でしたが、時期的なことは決まってい
るのでしょうか。

○事務局（長谷川障がい福祉課長）法施行に沿って準備したいと考えて
おります。

○千貝委員 資料1のパブリックコメントの件についてです。

ホームページや道新に載せて、いろいろな方からご意見を聞きますというこ
とが正しいやり方だとは思いますが、障がい者支援をなさっている事
業所や団体に意見はありませんかということを経営者や役員に伺う予定があるの
でしょうか。47件あるにしても、意見を言っている人が10人だと、パブリ
ックコメントとしては寂しいかなと思います。

もちろん、一般の人に広く聞くのが当然でして、それは十分になさってい

ると思うのですけれども、ご意見がありそうなところにお便りなどで聞かれる
ご予約があるのかをお聞きいたします。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） もちろん、より関係の深い当事者団
体や事業所の方々等にご意見を賜るのはごもっともです。それは、
パブリックコメントというよりも、さまざまな団体の方との懇談会や策定
委員会、あるいは、自立支援協議会などの席で報告してご意見をいただくよ
うな策定過程でご意見をいただいております。

○千貝委員 もう一つよろしいですか。

資料 2 の 5 ページの想定スケジュールの下から 2 番目に、制度や相談窓口
等の市民周知とありますね。今、相談窓口は区役所にはないのですか。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） 市政全般の相談窓口があります。ま
た、虐待や障 がいのある方への専用の窓口は、市の事業にかかわらず、窓
口が別にあります。そういったものも踏まえながら、どのような相談窓口体制
がよいのかをこれから検討してまいりたいと考えております。

○千貝委員 ありがとうございます。

できるだけわかりやすいところに窓口を設置していただければという希望で
す。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） ごもっともだと思いますので、ご意見
を参考に進めていきたいと思っております。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 ないようでしたら、本日用意された議題については以上といた
します。

事務局 から、別件で何かありますか。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） 特にございません。

ふじわらかいちょう いいん みなさま わだいていきょう いけん
○藤原会長 それでは、委員の皆様から、話題提供やご意見がありましたら、お願いいたします。

かとういいん けいかくそうだん へいせい ねんど しょう かたぜんいん
○加藤委員 計画相談が平成27年度から障がいのある方全員となっておりますけれども、計画を立てられる事業所が少なく、特に大都市では足りないということは全国的にもあります。

さっぽろし みとお き ねが おも
そこで、札幌市としての見通しやプランみたいなものをお聞かせ願えればと思います。

じ む きょく いちじょうきゅうふ かんり かりちよう けいかくそうだん しえん じぎょうしょ
○事務局（一條給付管理係長） 計画相談支援の事業所についてです。

さっぽろし さくねん がつ けいかくそうだん しえん たいしょうしゃ しょう ふくし
札幌市では、昨年10月から計画相談支援の対象者として障がい福祉サービスの申請をする方全員に拡大しておりますので、実際に事業所が充足している状態にはないと考えております。ですから、札幌市としては、相談支援事業所に従事する方、相談支援従事者をふやすため、北海道に研修会の開催数をふやしてほしいというような要望を行っております。

じっさい まいつき じぎょうしょ じぎょうしょ
ただ、実際には、毎月、2事業所ぐらひはふえてきておまして、事業所数は順調に伸びているところでございます。

ひろたいいん いま けいかくそうだん
○廣田委員 今の計画相談のことで。

ほっかいどうじりつしえんきょうぎかい ぜんぶ しちょうそん けいかく
おととい、北海道自立支援協議会があり、そのとき、全部の市町村の計画策定率が示されましたが、すごく高い地域と余りされていない地域があり、札幌市の実施率はよくありませんでした。これは、多分、人口に比べて相談事業所が少ないことが原因かと思うのです。計画ができていないと、サービスの支給決定ができなくなりますので、差し当たって札幌市はどうされるのかが心配だったのです。

じ む きょく いちじょうきゅうふかんりかりちよう がついこう さーびすとうりようけいかく
○事務局（一條給付管理係長） ことしの4月以降、サービス等利用計画の作成が必須にはなりますけれども、事業所によるサービス作成ではなく、

ご自身でプランを作成するということが可能になっております。今、事業所がまだ充足していませんので、ご自身でプランを作成し、提出をいただいている方が非常に多くなっております。ですから、事業所の設置について、今行っているのは研修機会の確保ですが、そのほかにも何か施策を考えていかなければいけないとは考えております。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 今のことについてです。

今まで障がい福祉サービスは、セルフプランでやってきたことですね。新規の方が見えた場合は、プランを必ず立てるようにしているのですが、今まで事業所に通っており、2年がたったから継続のものを頼むとなると、それ以外にほかに何も無いのですかということ、大抵はセルフプランでやってくださいというか、そこまでの必要性がないのです。

いろいろなものを複合的にしたり初めての場合ならわかるのですが、ただ継続するだけであれば、セルフプランで全然構わないと思うのです。障がい者には能力が一つもないから、全部に計画を立ててあげないとならないということはないと思います。

すごく過剰に仕事がふえ過ぎという言い方もおかしいのですが、能力がある人はいっぱいいるので、能力のある人はセルフプランでいいし、何も知らない人は一からちゃんと教えてあげるなど、セルフプランの作り方がわからない人は、相談事業所で相談に乗ってあげて、どうしますかと聞くと、これなら自分でいけますという方も結構いらっしゃるのです、何でもかんでも計画を立てる必要はないのかと思います。

○廣田委員 プランが必要だというのは国が決めたことですね。セルフプランを重視するのは私も賛成ですが、安易にセルフプランに頼らないよ、うにということも言われているので、今おっしゃったように、一緒に考えて、

それではこうしましょうということでセルフプランをつくっていただいたらいいと思うのです。

事業所に通っていらして、この人は就労だけでいいと思っても、実際にはほかに支援が必要かもしれないので、じっくり話を聞いて、プランをつくり、支援するというふうにしていったらいいと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

大切なことは、プランをつくるのに必要な人のところにちゃんと支援が届くことが充足であって、本当は誰かのサポートを受けながら、綿密な支援計画を立てたいのにどの事業所も手が薄いということであれば問題だと思います。ただ、自立して、自己決定でできる人に関しても、どこかでチェック機能はあったほうがいいかもしれません。しかし、基本的にはそれを尊重するということで、それは今までもそうやられてきたと思うのです。

国の制度として、事業所を通さないとサービスを支給しないと困ってしまいますが、今のところはそういうことではないというお話ですので、その点を意見交換できてよかったかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○稚貝委員 先ほどのプランについて、意見です。

高齢者の方は、ケアマネジャーがいらして、プランを立ててくださいますね。それになれていたもので、知的障がい者の方のプランをつくってくれる人がいると勝手に思っていたら、いらっしゃらないそうで、びっくりしたのです。

ご自分でお考えになるということで、つくれる方はいいと思うのですけれども、多分、私のかかわっている方だけだと思うのですが、同じ事業所のサービスしか受けていらっしゃらない感じがするのです。それは、行っていらっしゃる事業所の方がプランを立てていらっしゃるから、自分のところで全部をと。高齢者でもそういう方がいらっしゃるのかもしれませんがけれども、どち

らかという、^{で い さー び す} デイサービスはあちらに行^いって、ヘルパーはこちらから来^きてと
いうことができているのではないかと思^{おも}うのです。

ですから、セルプランとい^{せ る ふ ぐ ら ん}っても、ご自分^{じ ぶ ん た}で立^たてているのではなく、その事^じ
業^{ぎ ょう し ょ}所^{か た た}の方が立^たてているというのです。それに文句^{もん く}があるわけではないのです
けれども、第三^{だ い さ ん し ゃ}者の目^めとい^{せ ん た く し}うか、選^{せん}択^{たくし}肢^{なん}が何^かとなく限^{かぎ}られてきてしまっている
のかなとい^{い ん し ょ う}う印象^もを持^もっております。

このプラン自^{ぶ ら ん じ た い}体に文句^{もん く}があるわけではないのですけれども、相^{そう だ ん}談^{さ き}できる先^{さき}が
あること^{け あ ま ね}で、ケアマネ^{か た}みたい^{か た}な方^{か た}がふえるのはいいこと^{こ じ ん て き}なのではないかと思^{おも}います。
に思^{おも}います。

○藤原会^{ふ じ わ ら か い ち ょ う}長^{い け ん} ご意^{う け た ま わ}見^まとして承^{う け た ま わ}り^ます。

○吉田委^{よ し だ い い ん}員^{わ た く し} 私^{こ と ば} の言^た葉^たが足^{せ い し ん し ょ う}り^{し ゃ}な^かか^ぎつ^いた^いよう^いです。精^{せい}神^{しん}障^{し ょ う}が^い者^{し ゃ}に^かぎ^いつ^いて^い
言^いいま^いした。知^ち的^{て き し ょ う}障^{じ ょ う}が^いで能^の力^{う り ょ く}の^{ひ と}な^い人^{せ る ふ ぐ ら ん}はセルプラン^{せ ず}を^{か く}せ^ず、各^{か く}相^{さう}談^{だ ん}事^じ業^{ぎ ょう}
所^{し ょ}が^おや^もつ^てい^ると思^{おも}います。

そして、これとは別^{べ つ}にもう1^{い っ}件^{けん}、障^{し ょ う が い し ゃ}害^{がい}者^{し ゃ}差^さ別^{べ つ}解^{かい}消^{しょう}法^{ほう}につ^いて^です

今^{いま}、精^{せい}神^{しん}障^{し ょ う}が^い者^{し ゃ}もオ^おー^おプ^んに^して、部^へ屋^や探^さし^がを^すると、絶^ぜ対^{たい}と^いつ^たら
何^{なん}な^のです^けれ^ども、す^さぐ^く差^さ別^{べ つ}を^う受^あけ^るの^のです。そ^そう^うい^うお^お部^へ屋^や探^さし^のア^あパ^ぱ
マン^まシ^しョ^ょッ^っプ^ぷな^など^どに^にお^お願^ねい^がす^ると^とき^は、公^おに^おし^ない^です^よと^いう^{かん}感^むじ^で、向^む
こ^こう^がか^ばつ^てく^るの^のです。精^{せい}神^{しん}障^{し ょ う}が^いと^で出^でて^しま^うと、物^もす^ぐく^れつ^あく^なと
こ^ころ^にな^り、保^ほ証^{しょう}会^{かい}社^{しゃ}も^なか^なか^なオ^おー^おケ^けー^して^くれ^ない^ので、隠^{かく}し^て探^さし^ま
し^ょう^とい^う感^{かん}じ^なの^のです。し^かし、こ^この^ほ法^{ほう}が^し行^しこ^うさ^れ、各^か事^じ業^{ぎ ょう}者^{し ゃ}に^つう^たつ^つ
れ^たと^して^さ差^さ別^{べ つ}は^{かい}解^{かい}消^{しょう}に^なる^のか、不^ふ安^{あん}に^おも^いま^した。

○藤原会^{ふ じ わ ら か い ち ょ う}長^{さ っ ぽ ろ し} 札^な幌^{こ め ん と}市^とから何^なかコ^こメ^めン^とト^とは^あり^ます^か。

○事^じ務^む局^{き ょ く} (長^は谷^せ川^が 障^わが^い 福^ふ祉^し課^か長^{ち ょ う}) この法^{ほう}が^し行^しこ^うさ^れ、そ^その^のよ^うな^なこ^こ
が^すぐ^にな^くな^るか^とい^うと、意^い識^しの^さ差^さは^ある^かと思^{おも}い^ます。た^ただ、そ^そう^うい^っ
た^たこ^こは^よろ^しく^ない^こと^だと^いう^か、あ^あつ^ては^なら^ない^こと^だと^いう^霧困^{きん}気^きは

たか おも じれい ひろ
高めていけるのではないかというふうに思います。そういう事例などを広めて
いきたいと かんが いておられます。そういったことを一緒に頑張っていきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

ふじわらかいちょう しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しりょう ページ しみん
○藤原会長 障害者差別解消法の資料の5ページのところで市民への
しゅうち ことば で せいど そうだんまどぐち か
周知という言葉が出ていたり、「制度や相談窓口の」と書いてあったりする
のですけれども、障がいを持っている方たちの相談だけではなく、市民の人が
こういうことをしたら差別になりますか、こういうことは法的にどうなのです
かというような質問など、たくさん出てくると思うのです。そういう住宅保証
めん なに ふとう う ばあい うった い おお
の面で何か不当なことを受けた場合には、そのことを訴えと言うと大げさ
かもしれませんけれども、これは差別ですと発言することによって、一般企業
ひと しょう も ひと じゅうたく ていきょう ひと もの
の人や障がいを持っている人たちに住宅を提供するかもしれない人や物を
う ひと ひろ しみん ひと ていしよく
売るかもしれない人など、広く市民の人たちがこれをすることが抵触するの
だ、障がい者差別に値するのだということを市民に周知して、そちら側の
ひと
人もこれはいいのですか、これは差別ですかと相談するというようなことが含
まれてくるのかと思います。

いっそくと かいしょう こえ だ
ただ、一足飛びに解消はしないかもしれませんが、声を出していく
ときにこれがあります、障がい者差別になりますというものを使っていくこ
いま いじょう こじんてき おも
とは今まで以上にできるのかと個人的には思っております。

じむきよく はせがわしょう ふくしかちょう ほそく
○事務局（長谷川障がい福祉課長） 補足させていただきます。

たと ふどうさん じぎょう しょかん こくごこうつうしょう
例えば、不動産などの事業の所管は、国土交通省となります。そういう
じぎょう じぎょう しょかん かくしやうちやう
ように、事業ごとにその事業を所管する各省庁がこういうことをやって
はいけないというように事業者に周知するといいたいまいしょうか、指針を示すこ
じぎょうしゃ しゅうち ししん しめ
とになっております。それがどの程度示されて、浸透していくかについては、
じかん おも
時間がかかっていくのかと思います。

じれい つかさ よ なか にんしき じょじよ か
ただ、そういった事例が積み重なり、世の中の認識が徐々に変わっていく

ことを期待しております。

○藤原会長 ありがとうございます。

そういうことを浸透させるには皆さんのようにかかわっていらっしゃる方が
周知にはすごく重要なポジションになれるのではないかとということを再認識
いたしました。

ほかにいかがでしょうか。

○事務局（筒井運営指導係長） 済みません。

就労事業所の数字を確認いたしましたので、お伝えいたします。

就労移行支援事業所は、3月1日現在で61カ所、就労A型が90カ
所、B型が211カ所です。曖昧なことを言っはいけないと思うのですが、
B型については、恐らく、1年間で40カ所ぐらいふえていると思います。A
型については20カ所ぐらい、移行支援は10カ所ぐらいがふえているかと思
います。

去年の調査では、政令市の中で、札幌市はB型が一番多いです。A型は
名古屋に次いで多いです。移行支援は、記憶が定かではありませんが、このよ
うなイメージです。

○藤原会長 それでは、予定の時間に近づいているのですが、ほかにいかが
でしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 ないようでしたら、本日の議事は、これで終了したいと思います
ます。

5. 閉会

○藤原会長 急ぎ足でやったので、後半にばたばたしてしまって申しわけあ
りません。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

じょう
上

い
以